

平成27年度 放射能検査結果 浄水年間

測定方法		ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法(精密測定)						
測定時間		2,000秒						
測定機器		Ge半導体検出器 GEM20P4-70(オルテック社製)						
測定核種 単位(Bq/kg)		放射性ヨウ素131 (I-131)		放射性セシウム134 (Cs-134)		放射性セシウム137 (Cs-137)		放射性セシウム 合計
		測定結果	検出限界	測定結果	検出限界	測定結果	検出限界	
平成28年 2月1日	東部浄水場	不検出	0.8	不検出	0.7	不検出	0.7	不検出
	西部浄水場	不検出	0.8	不検出	0.8	不検出	0.8	不検出
	東部浄水場							
	西部浄水場							

(参考1)

水道水(飲料水)中の放射性物質に係る管理目標値(平成24年3月5日付け厚生労働省健水発0305第2号)が、平成24年4月1日より施行され、放射性セシウム(134 Cs 及び 137 Cs)の合計で10Bq/kgとなりました。

【参考】厚生労働省(水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について)

(参考2)

「検出限界値」とは測定において検出できる最小値をいい、同じ機器で測定を行っても、検体ごとに変動します。また、「不検出」とは、検出限界値を下回っていることを示しています。